

感染症法上の位置づけの
変更に伴い変化すること



2 - 1 感染症法上の位置づけ変更に向けた対策の全体像

新型コロナウイルス感染症が「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に変更されること等に伴い、「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」から、「個人の選択を尊重し、国民の皆さまの自主的な取組をベースとしたもの」に転換する。

新型インフルエンザ等感染症

発生動向

- ・法律に基づく届出等から、患者数や死亡者数の総数を毎日把握・公表
- ・医療提供の状況は自治体報告で把握

医療体制

- ・入院措置等、行政の強い関与
- ・限られた医療機関による特別な対応

患者対応

- ・法律に基づく行政による患者の入院措置・勧告や外出自粛（自宅待機）要請
- ・入院・外来医療費の自己負担分を公費支援

感染対策

- ・法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み
- ・基本的対処方針や業種別ガイドラインによる感染対策

ワクチン

- ・予防接種法に基づき、特例臨時接種として自己負担なく接種

5類感染症

- ・定点医療機関からの報告に基づき、毎週月曜日から日曜日までの患者数を公表
- ・様々な手法を組み合わせた重層的なサーベイランス（抗体保有率調査、下水サーベイランス研究等）

- ・幅広い医療機関による自律的な通常の対応
- ・新たな医療機関に参画を促す

- ・政府として一律に外出自粛要請はせず
- ・医療費の1割～3割を自己負担
入院医療費や治療薬の費用を期限を区切り軽減

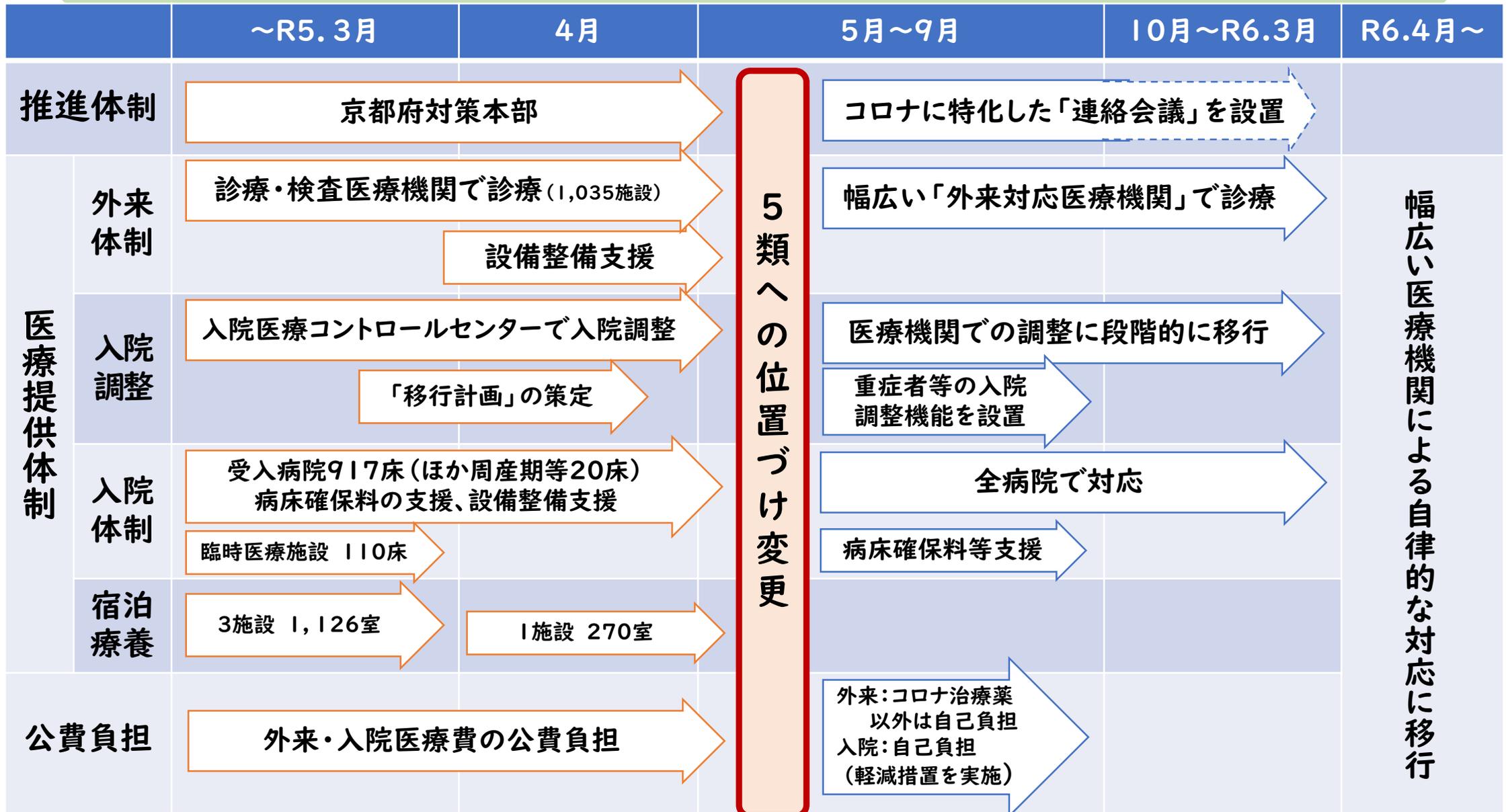
- ・国民の皆様の主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねる
- ・基本的対処方針等は廃止。行政は個人や事業者の判断に資する情報提供を実施

- ・令和5年度においても、引き続き、自己負担なく接種

○高齢者など重症化リスクが高い方等：年2回（5月～、9月～）
○5歳以上のすべての方：年1回（9月～）

京都府における5類への位置づけ
の変更に伴う対応について

5類感染症への位置づけ変更に伴う対応予定



(参考) 患者等に対する公費支援の取扱い

新型コロナウイルス治療薬の費用は、
公費支援を一定期間継続

【位置づけ変更後 (5/8～) の医療費のイメージ】

○外来医療費

	現在 (～5/7)		5/8～		(参考) 新型コロナ治療薬の支援がない場合	
	コロナ	インフル	コロナ (※1・2)	インフル (※1)	コロナ	インフル
75歳以上 (1割負担)	860円	1,170円	1,240～1,390円	1,330～1,480円	10,670～10,820円	1,330～1,480円
70歳未満 (3割負担)	2,590円	3,510円	3,710～4,170円	3,990～4,450円	32,010～32,470円	3,990～4,450円

【前提】 5/8以降は、初診料等に含まれるコロナ特例について、院内感染対策を引き続き評価しつつ、届出の簡略化といった事務負担軽減等に伴い見直し。新型コロナはカロナール・ラゲブリオ、インフルはカロナール・タミフルを処方するものとして計算

※1 陽性判明前の検査料等・コロナ陽性判明後の医療費について5/8以降は自己負担が発生

※2 コロナ治療薬の自己負担分は公費で補助

○入院医療費

75歳以上	現在 (～5/7)		5/8～		(参考) 新型コロナの補助がない場合	
	コロナ (食事代)	インフル (食事代)	コロナ (食事代)	インフル (食事代)	コロナ (食事代)	インフル (食事代)
住民税非課税 (所得が一定以下) (17%)	0円 (0円)	15,000円 (1,800円)	0円 (3,000円)	15,000円 (1,800円)	15,000円 (3,000円)	15,000円 (1,800円)
住民税非課税 (24%)	0円 (0円)	24,000円 (3,780円)	4,600円 (6,300円)	24,000円 (3,780円)	24,600円 (6,300円)	24,000円 (3,780円)
～年収約383万 (52%)	0円 (0円)	24,000円 (8,280円)	37,600円 (13,800円)	24,000円 (8,280円)	57,600円 (13,800円)	24,000円 (8,280円)

【前提】 5/8以降は、重症・中等症患者等の特例措置について、業務・人員配置の効率化が図られている実態等を踏まえ見直し (4～6倍→2～3倍など) を実施。新型コロナは中等症で10日間、インフルは6日間入院したものとして計算

※高額療養費を適用 ※所得区分の () 内の%は年代区分別の加入者数に占める当該所得区分に該当する人数の割合

5 類感染症への位置づけ変更に伴う対応予定

	～R5.3月	4月	5月～9月	10月～R6.3月	R6.4月～
高齢者施設等支援	従事者の集中的検査、施設内感染対策の徹底、感染症対策施設整備支援、施設医・協力医療機関支援		(継続)		
相談体制等	健康フォローアップセンター、受診相談、後遺症相談		(継続)		
	パルスオキシメーター貸出、生活支援物資送付 				
感染発生動向	新規陽性者の全数把握・公表 		定点医療機関による感染動向把握 		
	変異株の把握（ゲノム検査）		(継続)		
ワクチン接種体制	市町村のワクチン接種		(R5年度=高齢者等 年2回、一般 年1回) 		
	府接種会場の運営 				

5 類への位置づけ変更

5類感染症への位置づけ変更に伴う対応予定

	～R5.3月	4月	5月～9月	10月～R6.3月	R6.4月～
その他 (府民・事業者向け 事業等)	無症状者対象 無料検査				
	飲食店の第三者認証制度				
	ガイドライン推進宣言事業所 ステッカー事業				
	イベントの開催制限				
	ガイドライン等コールセンター				
	きょうと修学旅行専用24時間 感染電話相談窓口			(7月末まで継続)	

5類への位置づけ変更

外来診療体制

～幅広い医療機関で対応を目指す～

5/8以降

- ・発熱患者等を検査・診療する「外来対応医療機関※」で対応

※医療機関数：1,180施設

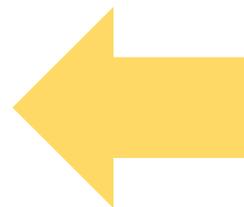
※同意が得られた医療機関を京都府のホームページで公表予定

参考（5/7まで）

2類感染症と同様、特定の医療機関（診療・検査医療機関）で対応

※診療・検査医療機関数：1,035施設

※同意が得られた医療機関を京都府のホームページで公表中



入院調整

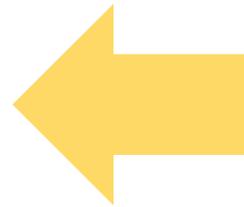
～医療機関間での調整を基本する仕組みへ～

5/8以降

- ・ 軽症等患者
→ 医療機関間で入院調整
- ・ 重症等患者
→ 入院支援センターが入院調整を支援（9月末まで）

参考（5/7まで）

京都府が入院医療コントロールセンターで一元的に入院調整を実施



※入院支援センターへの入院調整支援の依頼は、医療機関に限られます。
患者本人や施設からの入院調整支援の依頼にはお応えできませんので、ご承知おきください。

入院体制

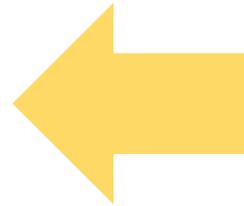
～最終的には全病院での受入れを目指す～

5/8以降

- ・ コロナ受入病院
→重症等患者の受入体制を
維持・充実
- ・ 新たな受入病院
→コロナ受入経験のある病院
等を中心に、軽症等患者を
受入れ

参考（5/7まで）

コロナ受入れ病院で対応



【新型コロナウイルス感染症 5 類感染症への移行に伴う変更点】

項目	5類移行前（～5/7）	5類移行後（5/8～）
外来医療費	陽性判明後の外来医療費の自己負担分を公費支援	新型コロナ治療薬の公費支援は9月末まで継続 その他の外来医療費は保険診療に伴う自己負担
入院医療費	入院医療費の自己負担分を公費支援	新型コロナ治療のための入院費用は、9月末までの高額療養費の自己負担額から、原則2万円（2万円未満の場合はその額）を減額
検査費用	患者を発見・隔離するため、有症状者等の検査費用を公費支援	終了
クラスター発生時の集中的検査	高齢者施設等における従事者等への集中的検査を行政検査として実施	9月末まで継続
施設内感染専門サポートチーム	高齢者・障害者の入所施設に感染管理を専門とする医師・看護師を派遣し感染対策の助言等支援を実施	9月末まで継続
発熱時等の受診相談	きょうと新型コロナ医療相談センターで24時間対応	9月末まで継続
陽性者及び家族等からの相談	FUC*で24時間対応	陽性判明後の体調急変時の相談のみ9月末まで継続 京都府療養者相談ダイヤルに名称変更
健康観察	発生届対象者について実施	5月7日で終了
生活支援物資	希望者に提供	5月4日24時までの受付分で終了
パルスオキシメーター	健康観察上、必要と認めたものに貸与	5月5日24時までの受付分で終了
陽性者登録	FUC*に申請	5月7日15時までの受付分で終了
宿泊療養施設	患者隔離のための施設として設置	廃止（滞在は5月8日午前8時30分まで）

*京都府健康フォローアップセンター

よくある質問について

Q. 保健所に関わってほしいのですが、どうしたら良いですか。

保健所では、これまで医療機関からの発生届で陽性者を探知し、陽性者が入所している施設へ電話、施設の発生状況の調査や感染対策に関する助言等をしていました。

5類移行後は、発生届がなくなりますので、保健所が施設における発生状況を把握することはできなくなります。

そのため、保健所からの支援を希望される場合は、施設から連絡していただく必要があります。



保健所・サポートチームへの 報告の方法

『新型コロナウイルス感染症陽性者
発生報告』を保健所とサポートチーム
の両方にお送りください。

保健所は、サポートチームと連携しながら、
感染対策の助言や必要に応じて
行政検査（PCR検査）の調整等を行います。

入所事業所で、新型コロナウイルス感染症陽性者が10名以上（または利用者の半分以上）発生した時または京都府への支援を求める際は、下記について必要事項を記入し、管轄保健所及び京都府新型コロナウイルス感染症施設内感染専門サポートチームまで報告してください。
なお、報告内容を確認次第、連絡（電話等）させていただきますので、施設内の感染状況の把握に努めてください。

高齢者入所施設、障害者・障害児入所施設、精神科病院用

新型コロナウイルス感染症陽性者発生報告

報告先：事業所所在地を管轄する保健所へFAX送信（土日祝祭で緊急の支援を求めるときは電話）してください。
併せて、感染専門サポートチームへMailでお知らせください。（土日祝日もMailは確認いたします。）

管轄保健所	担当課（どちらかに〇を)	FAX（平日）	時間外の緊急連絡先
乙訓保健所	企画調整課 福祉課	075-932-0910	(代表) 075-933-1151
山城北保健所	企画調整課 福祉課	0774-24-6215	(代表) 0774-21-2191
山城南保健所	企画調整課 福祉課	0774-72-8412	(代表) 0774-72-4300
南丹保健所	企画調整課 福祉課	0771-63-0609	(代表) 0771-62-4751
中丹西保健所	企画調整課 福祉課	0773-22-4350	(代表) 0773-22-5744
中丹東保健所	企画調整課 福祉課	0773-76-7746	(代表) 0773-75-0805
丹波保健所	企画調整課 福祉課	0772-62-4368	(代表) 0772-62-0361

京都府新型コロナウイルス感染症施設内感染専門サポートチーム

mail: kansensupport01@pref.kyoto.lg.jp

施設概要	施設名（※）	
	施設所在地	
	施設種別	
	入所定員（職員数）	人（ 人 ）
	担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	

①保健所またはサポートチームによる支援を希望される場合は現時点の陽性者数（1名から可）をご報告ください。

陽性者概要	報告日（判明日）	令和 年 月 日（ 年 月 日 ）	
	陽性者の区分 （どちらかを〇）	利用者 - 職員	
	初発患者の症状の有無 （どちらかを〇）	有 - 無	
	陽性者の確認時刻は かりつけ室	医師名	電話番号
	報告日時点の 陽性者数	利用者 人	職員 人

②施設内で集団感染（10名以上または全利用者の半数以上）が発生した場合は、必ず保健所へ報告してください。

集団感染発生報告	報告日	令和 年 月 日	
	報告日時点の 陽性者数	利用者 人	職員 人
	施設内療養者数	利用者 人	

注：発生報告書に関するお問い合わせは、施設内感染専門サポートチームまでお願いします。
【075-414-5307（対応は平日のみです。）】

注：施設内で**集団感染（陽性者10名以上）**が発生した場合は、**必ず保健所**へ報告してください

報告の基準（ノロやインフルと同じです）

- 1 同一の感染症（疑いを含む）に死亡者、又は重篤な患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- 2 同一の感染症の患者（疑いを含む）が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- 3 1及び2に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合



※ 「「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の一部改正について」（令和5年4月28日通知）
「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日通知）に準ずる。

Q. 施設の抗原検査キットで陽性になりました。
無症状ですが、医師の診断は必要ですか。

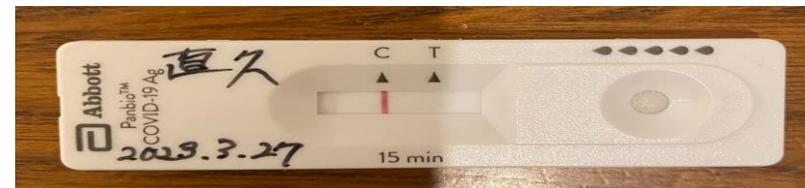
5/8以降は、発生届がなくなるため、
医師への報告、医師による診断が必須ではなくなります。

ただし、病状悪化時には、施設から施設医や協力医療機関に
診療や入院調整を依頼することになるため、
抗原検査キットで陽性になった時点で、
施設医や協力医療機関に報告することをおすすめします。



ワンポイントアドバイス：
写メを取っておくと証拠になり
便利です！

氏名と日時を



Q. 施設の抗原検査キットで陽性になりました。医師の診断がない場合、施設内療養費の対象となりますか。

5/8以降の施設内療養費について、

詳細については、おって通知されることとなっており、現時点では未着です。

わかり次第お知らせします。



Q. 陽性者が発生した場合、保健所で接触者を対象としたPCR検査をしてもらえますか。

5/8以降も保健所では、施設からの感染者発生報告をもとに発生状況の調査、接触者の調査等を行い、必要に応じて行政検査（PCR検査）を実施します。

※陽性者が職員できちんと感染対策ができていた場合等、状況に応じては行政検査を実施しませんのでご承知おきください。



Q. 陽性者は何日間の療養したらいいですか。

5/8以降は、
感染症法に基づく外出自粛を要請はなくなります。



ただし、ウイルスの性質が変わるわけではなく、
発症後3日間は、感染性のウイルスの平均的な排出量が非常に
多く、5日間経過後は大きく減少することから、
特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いため、注意
が必要です。

注意) 無症状陽性者においても、同様に五日間は他人への感染力があります！

外出を控えることが推奨される期間

発症日を0日目として、5日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過するまで(※1)

4日目まで
に症状軽快



0日目※2	1日目	X日目	X+1日目	5日目
発症		症状 軽快		療養 最終日

24時間

5日目以降
に症状軽快



0日目※2	1日目	...	5日目	X日目	X+1日目
発症				症状 軽快	療養 最終日

24時間

- ※1 外出を控えることが推奨される期間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。
- ※2 無症状の場合は検体採取日を0日目とします。

その後も10日間が経過するまでは、マスク着用やハイリスク者との接触は控えていただくことを推奨しております。

注意) 無症状陽性者においても、同様です！利用者とは接しない業務を検討して下さい



Q. 施設内療養費の対象期間は何日ですか。

施設内療養者 1 人当たり 1 日 1 万円（追加補助要件に該当する場合は 2 万円）で、最大 1 5 万円（同 3 0 万円）とされていますので、実際の療養期間または 1 5 日間のいずれか短い期間となります。

追加補助要件：

定員 29 人以下の施設

→ 療養者が同一日に 2 人以上

定員 30 人以上の施設

→ 療養者が同一日に 5 人以上



Q. 療養期間中の訪問等のサービス利用は可能ですか。

事業所の判断により、
感染防止対策を徹底したうえで療養期間中の感染者に
訪問介護サービスを提供することは可能と考えますが、
念のため国に見解を求めています。



Q. 職員がコロナ陽性になりました。何日間休んだらいいですか。

5/8以降は

新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。
外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。

一般向けの情報を参考にしつつ、

高齢者施設等には重症化リスクを有する高齢者が多く生活することを踏まえ、各施設において新型コロナウイルスに罹患した従事者の就業制限を考慮してください。



Q. 就業制限を考慮する「高齢者施設等」に障害福祉サービス事業所は含まれますか。

「高齢者施設等」には、重症化リスクが高い者（65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する障害児者等）が多く生活する障害福祉サービス事業所等（障害児入所・通所事業所を含む）が含まれます。

また、「重症化リスクが高い者が多く生活する障害福祉サービス事業所等」について、多いかどうかは事業所で判断していただくことになります。



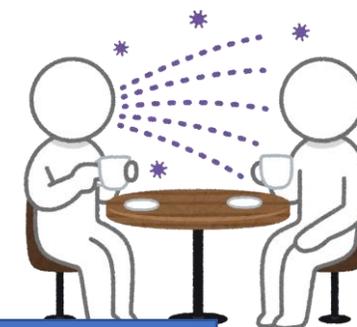
Q. 濃厚接触者の特定や対応はどうしたらいいですか。

5/8以降は

保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定される
ことはありません。

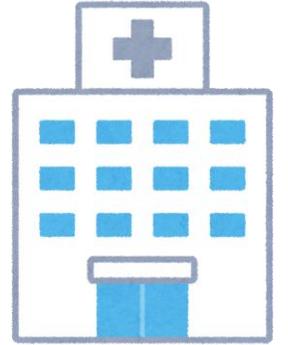
「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められません

※濃厚接触者への対応について、施設の判断
に委ねられることとなります



注意) クラスター発生時等では濃厚接触者に対してPCR検査等を実施する場合があります。

Q. 施設内療養中の利用者の症状が悪化した場合、
どうしたらいいですか。



- 新型コロナ患者の入院調整については、医療機関間での調整を原則とする形に移行されます。
- 入院の調整については、施設医や協力医療機関にご相談ください。
- 新型コロナの重症者については、医療機関からの依頼により、入院支援センター（9月末まで）が入院調整を支援することも可能であり、施設医や協力医療機関と連携して対応をお願いします。

陽性者の体調悪化時の健康相談窓口 「きょうと新型コロナ医療相談センター」



- ・土日祝日を含む24時間対応

京都市内の患者の場合	京都市療養者相談ダイヤル 050-3614-9575
京都市以外の患者の場合	京都府療養者相談ダイヤル 075-708-7159

※夜間、休日等、施設医や協力医療機関との連絡が取れない場合等、健康相談窓口（9月末まで）を設置しておりますので、ご活用ください。

Q. 家族との面会の設定はどのようにしたらいいですか。

- ・ 国事務連絡においても、高齢者施設等の入所者について、家族等との面会の機会の減少により心身の健康への影響が懸念されることを踏まえ、高齢者施設等での面会の再開・推進を図ることは重要とされています。
- ・ 感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、可能な限り安全に実施できる方法の検討をお願いいたします。

Q. 利用者の外出はどのようにしたらいいですか。
5類になったので、自由にしてもらったらいいいですか。

- 外出についても、面会と同様で、
コロナに限らず感染症の流行期には人込みを避けるなど、
高齢者の重症化リスクが高いことを踏まえた
一般的な感染対策は必要と考えます。

